

化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価候補物質・案件の募集について

1. 経緯

- (1) 労働分野における化学物質のリスク評価については、平成 18 年度に開始され、平成 22 年度までに約 80 物質のリスク評価に着手している（一部物質については、リスク評価中）。
- (2) リスク評価対象物質については、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づく文書交付（MSDS）対象物質のうち、IARC（国際がん研究機関）、EU（欧州連合）で発がん性が高いと指摘された物質（リスト化物質）から選定してきたが、平成 21 年度リスク評価により、これらの機関の分類において、発がん性が高いとされている主な物質は終了した。
- (3) このことから、リスク評価に係る企画検討会において、平成 22 年度以降のリスク評価対象について検討した結果、
 - ・ヒトに対する重篤な有害性を有する又は、有するおそれのあるもの
 - ・国内における健康障害防止措置等に関する情報において、当該措置について問題が生じている又は生じるおそれが示唆されるもの
 - ・国内において、有害性にかかる懸念・不安が広がっているもの等があり、リスク評価対象物質を選定するに当たっては、その候補物質について、関係者から情報を募集することが必要とされた。

2. 今後のリスク評価対象物質の選定方針

- (1) 上記経緯を踏まえ、今後のリスク評価対象物質の選定に当たっては、
 - ① リスク評価に係る企画検討会メンバー等からリスク評価候補物質・案件について意見を求める。
 - ② 任意のパブリックコメントを実施し、リスク評価候補物質・案件について意見を求める。
- (2) 提出されたリスク評価候補物質・案件については、リスク評価に係る企画検討会において、「リスク評価対象物質・案件の選定の考え方」に基づき、リスク評価対象物質を選定することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|---|
| 平成 23 年 5 月～6 月 | 企画検討会メンバー等からの候補物質・案件の募集
パブリックコメントの実施 |
| 平成 23 年 6 月 | リスク評価に係る企画検討会においてリスク評価対象物質・
案件の選定 |